利用上の注意

1 本書は、東京都より発行された「平成24年経済センサス-活動調査 東京都結果報告」から抜粋加工したものです。本書に収録されていない集計結果については「東京都公式ホームページ」内に掲載されていますので、あわせてご活用ください。

2 調査の概要

(1) 調査の目的

平成 24 年経済センサス-活動調査は、従業者数及び事業の内容等、基礎的な項目に加え、全産業分野の売上(収入)金額や費用などの経理項目を把握し、経済活動の実態を明らかにすることを目的としている。

(2) 調査の根拠

統計法(平成19年法律第53号)に基づき実施される基幹統計調査である。

(3) 調査の期日

平成24年2月1日

(4) 調査の対象

調査は、以下に掲げる事業所を除く事業所・企業について行った。

- ア 国及び地方公共団体の事業所
- イ 日本標準産業分類大分類「A-農業,林業」及び「B-漁業」に属する個人経営の事業所
- ウ 日本標準産業分類大分類「N-生活関連サービス業,娯楽業」のうち家事サービス業に属する事業所
- エ 日本標準産業分類大分類「R-サービス業 (他に分類されないもの)」のうち外国公務に属する 事業所
- (5) 産業分類

事業所の産業分類は、事業所の売上(収入)金額や主な事業の種類(原則として平成23年1年間の収入額又は販売額の最も多いもの)で、原則として日本標準産業分類(平成19年11月改定)により分類している。

- 3 集計について
- (1) 構成比の数値は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。
- (2) 「境界未定地域」は、千代田区・中央区・港区の境界未定地及び中央防波堤内側・外側埋立地及び 鳥島等の所属未定地を指す。
- (3) 従業者数及び売上(収入)金額等一部の項目については、必要な事項の数値が得られた事業所・企業を対象として集計した。
- (4) 売上(収入)金額は平成 23 年1年間の数値、経営組織、従業者数等の経理事項以外の事項は平成 24年2月1日現在の数値である。
- (5) 表中の符記号

「0.0」:表章単位未満の数値(0.05未満)

「一」: 皆無又は該当数値なし

「・・・」: 該当数値が不詳又は不明

「 X 」: 秘匿数値(※)

※該当する事業所(企業)数が2以下の場合、秘密保護の関係から、その数値を秘匿している。また、事業所数が3以下の場合でも、他との関連により秘匿の必要がある場合には秘匿している。

4 用語について

(1) 事業所

事業所とは、経済活動が行われている場所ごとの単位で、原則として次の条件を備えているもの。

- ① 一定の場所(1区画)を占めて、単一の経営主体のもとで経済活動が行われていること。
- ② 従業者と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われていること。

(2) 会社企業

経営組織が株式会社(有限会社を含む)、合名会社、合資会社、合同会社及び相互会社で、本所と 支所を含めた全体をいう。単独事業所の場合は、その事業所だけで会社企業となる。

(3) 付加価値額

付加価値とは、企業等の生産活動によって新たに生み出された価値のことで、生産額から原材料等の中間投入額を差し引くことによって算出できる。本調査においては、以下の計算式を用いている。

付加価値額=売上高-費用総額+給与総額+租税公課

費用総額=売上原価+販売費及び一般管理費

(以上、総務省統計局HPの「平成24年経済センサス-活動調査 用語の解説」より引用)

4 本書についての問い合わせ先

大田区産業経済部産業振興課産業振興担当

〒144-8621 大田区蒲田五丁目 13 番 14 号 電話 03(5744)1363〈直通〉